

新幹線運転士に 「危ないと判断した時に列車を停める裁量はない」 と発言する勝見指導科長!

12月24日、東京駅発車前の組合員が担当する列車「のぞみ65号」に突然、住田幹鉄道運輸営業部課長代理が添乗しました。東京駅～新横浜駅までの駅間が時間僅少で、しかも信号現示変化の最も著しい区間において住田課長代理が、組合員が運転に集中できなくなるまで試問を矢継ぎ早に繰り返して、運転妨害をしました。(このことは「交差点No.214」で紹介しました。)

それから5日が経過した12月29日、組合員が乗務のために出勤すると、勝見指導科長は突如事情聴取し、組合員に対して人権を無視した「聞くに堪えないパワハラ発言」を行いました。その結果、組合員は精神的にダメージを負い乗務出来なくなりました。

また翌日30日には組合員を日勤に指定し再度、事情聴取と「時系列等報告書」の強要を行いました。

その「聞くに堪えないパワハラ発言」とは……

*当該組合員に対して勝見指導科長の問題発言……

1. 「お前みたいな異常で 非常識な運転士は他にはいない」
と人格を汚した発言。
2. 「(運転士が危ないと判断したときに列車を停める裁量は)そんなのあるか。まったくない。列車を止めたら嚴重に処罰するからな。」と安全を軽視する発言。
3. 「(住田課長代理が添乗し運転妨害した添乗について)単に住田課長代理個人がやったこと。」と開き直った発言。